

国保(国民健康保険)とは？

ある日突然、わたしたちの生活を襲う、病気やけが。
もしも健康保険がなければ、ひとつの病気やけがで家族みんなが、多額の医療費負担に苦しむことになります。

このようなことにならないよう、日ごろから収入に応じてお金を出しあい、医療費に備えようという「助け合いの精神」から生まれた制度が国保です。

国民健康保険法第1条(この法律の目的)

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

こくみんかいほけんせいど 国民皆保険制度



日本国内に住んでいる人で、職場の健康保険または後期高齢者医療制度に加入しているか、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

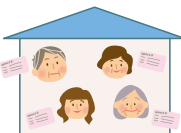
国保に加入する人(被保険者になる人)

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の加入者(被保険者)となります(強制加入)。

家族が職場の健康保険に加入しているときは、その扶養家族として健康保険に加入できる場合があります。加入条件や給付条件などを確認して、加入先を検討してください。

加入は世帯ごと

国保では、家族の一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとで行い、各種届出や保険税の支払いの義務は、「世帯主(※)」が負うことになっています。



※世帯主がほかの健康保険に加入し、家族が国保に加入する場合も世帯主名義で加入いただくことになります。その場合の世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。
※擬制世帯主の変更をご希望の場合は、申請が必要です。詳しくは、国民健康保険課までお問い合わせください。

国保のしくみ

国保(国民健康保険)は、病気やけがに備えて、わたしたち加入者(被保険者)がお金(保険税)を出し合って医療費などを補助する「助け合いの制度」です。

その運営は、みなさまの住む市区町村と県が共同保険者となって、保険税と国などからの補助を財源として行っています。

